第五条第一項中「前条第二項」を「同条第二項」に改め、同条第二項中「を併せて入力して」を「（以下この項において「記載事項」という。）を次に掲げる方法により」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該記載事項を当該申請等に併せて入力して送信する方法

二　当該記載事項をスキャナにより読み取る方法その他の方法により作成した電磁的記録を当該申請等と併せて送信する方法（前号に掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）

第五条第三項中「入力する」を「送信する」に、「当該入力」を「当該送信」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○財務省令第四十一号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行に伴い、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、支出負担行為等取扱規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

支出負担行為等取扱規則等の一部を改正する省令

（支出負担行為等取扱規則の一部改正）

第一条　支出負担行為等取扱規則（昭和二十七年大蔵省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表甲号備考13保険料の類の項中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に改める。

（歳入徴収官事務規程の一部改正）

第二条　歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第一項」に改める。

第二十一条の六第一項第三号中「児童手当法第二十条第一項第一号」を「第六十九条第一項第一号」に、「第二十二条第一項」を「第七十一条第一項」に改め、同項第四号中「児童手当法第二十二条第一項」を「子ども・子育て支援法第七十一条第一項」に改め、同項第九号ハ中「児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第八条」を「子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第四十条」に、「第九条第二項」を「第四十一条第二項」に、「児童手当法第二十二条第九項」を「子ども・子育て支援法第七十一条第九項」に改める。

附則第四項中「第二十二条第一項」を「第七十一条第一項」に、「同法第一条」を「一部改正法第一条」に改め、「改正前の児童手当法（」の下に「昭和四十六年法律第七十三号。」を加え、「以下同じ」を「第二十一条の六第一項第三号及び第四号において同じ」に、「児童手当法第二十条第一項」」を「子ども・子育て支援法第六十九条第一項（」に改め、「第二十条第一項（」を「子ども・子育て支援法第六十九条第一項」」に、「児童手当法第二十条第一項（」を「子ども・子育て支援法第六十九条第一項（」に改め、「第二十条第一項第一号」とあるのは「児童手当法第二十条第一項を含む。」の下に「以下この号において同じ。」を加え、「「同法第二十条第一項第一号」とあるのは「児童手当法第二十条第一項第一号（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する一部改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号を含む。）」と、「同法第二十二条第一項」とあるのは「児童手当法第二十二条第一項」と」を削り、「「第八条」を「「第四十条」に改め、「児童手当法施行令（」の下に「昭和四十六年政令第二百八十一号。」を加え、「同令第九条第二項」を「同令第四十一条第二項」に、「児童手当法施行令第九条第二項」を「同令第四十一条第二項」に、「「第二十二条第九項」を「「第七十一条第九項」を「子ども・子育て支援法施行令第四十一条第二項」に、「「児童手当法（」を「「子ども・子育て支援法（」に改め、「、別紙第四号の四書式中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭給付勘定」と」を削り、同項を附則第五項とする。

附則第三項中「「第二十二条第一項」を「「第七十一条第一項」に、「同法第一条」を「一部改正法第一条」に改め、「改正前の児童手当法（」の下に「昭和四十六年法律第七十三号。」を加え、「以下同じ」を「第二十一条の六第一項第三号及び第四号において同じ」に、「「児童手当法第二十条第一項」」を「子ども・子育て支援法第六十九条第一項」」に、「児童手当法第二十条第一項（」を「子ども・子育て支援法第六十九条第一項（」に改め、「第二十条第一項第一号」とあるのは「児童手当法第二十条第一項を含む。」の下に「以下この号において同じ。」を加え、「「同法第二十条第一項第一号」とあるのは「児童手当法第二十条第一項第一号（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する一部改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号を含む。）」と、「同法第二十二条第一項」とあるのは「児童手当法第二十二条第一項」と」を削り、「「第八条」を「「第四十条」に改め、「児童手当法施行令（」の下に「昭和四十六年政令第二百八十一号。」を加え、「同令第九条第二項」を「同令第四十一条第二項」に、「児童手当法施行令第九条第二項」を「子ども・子育て支援法施行令第四十一条第二項」に、「「第二十二条第九項」を「「第七十一条第九項」に、「「児童手当法（」を「「子ども・子育て支援法（」に改め、「、別紙第四号の四書式中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭給付勘定」と」を削り、同項を附則第四項とする。

附則第二項の次に次の一項を加える。

3　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項の拠出金に関する規定を適用する場合におけるこの省令の適用については、第三条第三項第二号中「第七十一条第一項」とあるのは「第七十一条第一項（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号。以下「子ども・子育て整備法」という。）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた子ども・子育て整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）の規定による拠出金に係る旧児童手当法第二十二条第一項を含む。第二十一条の六第一項第三号及び第四号において同じ。）」と、第二十一条の六第一項第三号中「子ども・子育て支援法第六十九条第一項」とあるのは「子ども・子育て支援法第六十九条第一項（子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた旧児童手当法の規定による拠出金に係る旧児童手当法第二十条第一項を含む。以下この号において同じ。）」と、同項第九号ハ中「第四十条」とあるのは「第四十条（子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた旧児童手当法の規定による拠出金に係る子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百六十六号）第七条の規定による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「旧児童手当法施行令」という。）第八条を含む。）」と、「同令第四十一条第二項」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令第四十一条第二項（子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた旧児童手当法の規定による拠出金に係る旧児童手当法施行令第九条第二項を含む。）」と、「第七十一条第九項」とあるのは「第七十一条第九項（子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた旧児童手当法の規定による拠出金に係る旧児童手当法第二十二条第九項を含む。）」と、「同法の規定」とあるのは「子ども・子育て支援法の規定（子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた旧児童手当法の規定による拠出金に係る規定を含む。）」とする。

別紙第四号の四書式中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に、「児童手当法第22条」を「子ども・子育て支援法第71条」に、「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に、「児童手当拠出金」を「子ども・子育て拠出金」に改める。

別紙第四号の四の二書式中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。

別紙第四号の五書式中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に、「児童手当法第22条」を「子ども・子育て支援法第71条」に、「児童手当拠出金」を「子ども・子育て拠出金」に改める。

別紙第四号の六書式、別紙第四号の七書式、別紙第四号の十四書式及び別紙第四号の十五書式中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。